

## 令和2年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要

朝来市市長公室財務課

### ○健全化判断比率等のポイント

- ・健全化判断比率の全指標が健全段階（14年連続）
- ・資金不足比率は公営企業全会計で健全段階（14年連続）
- ・実質公債費比率が0.5ポイント上昇（10.8→11.3%）
- ・将来負担比率が13.9ポイント低下（—(△5.9%)→—(△19.8%)）

※ 健全化判断比率等は平成19年度決算から算定

### ○健全化判断比率の算定結果

指標の名称	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△6.16%)	— (△5.06%)	12.98%	20.0%
連結実質赤字比率	— (△29.02%)	— (△27.41%)	17.98%	30.0%
実質公債費比率	11.3%	10.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率	— (△19.8%)	— (△5.9%)	350.0%	

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合「—」と表示しています。

※実質赤字額、連結実質赤字額の早期健全化基準は標準財政規模に応じて定められています

### ○資金不足比率の算定結果

会計の名称	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準
水道事業	—	—	20.0%
工業用水道事業	—	—	20.0%
下水道事業	—	—	20.0%
宅地開発事業	—	—	20.0%

※資金不足額がない場合「—」と表示しています。

## 実質赤字比率

実質赤字比率は、普通会計と公営事業以外の特別会計を対象とした実質赤字額を標準財政規模<sup>\*1</sup>で除して算定されるもので、朝来市では普通会計<sup>\*2</sup>が対象となります。

算定の仕方は、既に指標化されている実質収支比率と同じ「標準財政規模に対する実質収支額<sup>\*3</sup>の割合」で計算し、実質収支額が赤字の場合（実質赤字額のある場合）、実質赤字比率が示されます。（実質収支額は普通会計に属する各会計を合算し計算）

朝来市の早期健全化基準<sup>\*4</sup>は12.98%、財政再生基準は20.00%ですが、実質収支額が黒字のため、いずれも基準には該当しませんでした。（健全段階）

（算定結果）

$$\text{実質赤字比率} (\triangle 6.16\%) = \frac{\text{実質赤字額 } (\triangle 783,577\text{千円})}{\text{標準財政規模 } (12,706,518\text{千円})} \times 100$$

\*1 地方公共団体の一般財源の標準的規模（標準的な年間収入）を示すもので、通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量

\*2 一般会計、住宅資金貸付事業特別会計(R01年度まで)の合計  
(会計区分は「健全化判断比率等の対象となる会計」を参照)

\*3 実質収支額＝歳入総額－歳出総額－翌年度に繰越すべき財源

\*4 早期健全化基準は、各自治体の標準財政規模により異なる（連結実質赤字比率を含む）

## 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、実質赤字額のほか公営事業会計の実質赤字額及び地方公営企業の資金不足額を加えた赤字額（連結実質赤字額）を標準財政規模で除して算定されるもので、朝来市では普通会計のほか、財産区特別会計を除く全ての特別会計（国民健康保険特別会計、介護保険特別会計など）と地方公営企業法を適用した会計（水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計）が対象となり、標準財政規模に対する各会計の実質収支額及び資金不足・余剰額を連結させた実質収支額の割合で算定されます。

朝来市の早期健全化基準は17.98%、財政再生基準は30.00%ですが、連結させた実質収支額が黒字であり、いずれも基準には該当しませんでした。（健全段階）

（算定結果）

$$\text{連結実質赤字比率} (\triangle 29.02\%) = \frac{\text{連結実質赤字額 } (\triangle 3,688,562\text{千円})}{\text{標準財政規模 } (12,706,518\text{千円})} \times 100$$
$$\text{連結実質赤字額} = \text{実質赤字額 } (\triangle 783,577\text{千円}) + \text{公営事業会計の実質赤字額 } (\triangle 165,031\text{千円}) + \text{地方公営企業の資金不足額 } (\triangle 2,739,954\text{千円})$$

## 実質公債費比率

実質公債費比率は、**公債費等<sup>5</sup>**（借金返済など）が標準財政規模のうちどの程度を占めるのかを表し、前3年度の平均値を指標として用います。算定の範囲は、普通会計の公債費のほか、公営企業債に対する繰出金及び一部事務組合に対する負担金のうち公債費に充てられるものを含めます。

朝来市の早期健全化基準は25.0%、財政再生基準は35.0%ですが、指標が11.3%であり、いずれも基準には該当しませんでした。（健全段階）

(算定式)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\left( \begin{array}{l} \text{地方債元利償還金} \\ \text{及び準元利償還金} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{特定財源} + \text{元利償還金及び準元利償還金} \\ \text{に係る普通交付税措置額} \end{array} \right)}{\left( \begin{array}{l} \text{標準財政規模} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{元利償還金及び準元利償還金に} \\ \text{係る普通交付税措置額} \end{array} \right)}$$

(3ヶ年平均)

なお、地方債を発行する際、上記指標が18.0%以上の団体は「公債費負担適正化計画」を作成し、知事の許可を受けなければ地方債を発行することはできません。さらに早期健全化基準以上の団体は、一部の地方債の発行が原則許可されないことになっています。

\*5 朝来市では普通会計の公債費（地方債の元利償還金）のほか、公営企業債に対する繰出金（上水道、下水道、宅地開発事業）、一部事務組合に対する負担金のうち公債費に充てられるもの（南但広域行政事務組合、公立豊岡病院組合）を含めた実質的な公債費（準元利償還金）に充当された一般財源をいい、このうち普通交付税で措置されるものや公営住宅の使用料など借金の返済に充てることのできる財源（特定財源）は控除しています。

## 将来負担比率

将来負担比率は、**普通会計が背負っている借金（将来負担額）**が、**普通会計の標準的な年間収入（標準財政規模）**の何年分なのかを示す指標です。

将来負担の考え方とは、令和2年度末にその自治体がなくなったと仮定して、以降に自治体が負担する予定だった負債（地方債、債務負担行為を行った契約に係る支出予定額、公営企業債等残高に対する繰出金、一部事務組合等への負担見込額、退職手当負担見込額、連結実質赤字額など）から、充当可能な財源（年度末の基金残高、今後収入が見込まれる特定の歳入（公営住宅の使用料など）や普通交付税で翌年度以降に措置される見込額など）を差し引いて算出します。

朝来市の早期健全化基準は350.0%（財政再生基準の規定なし）ですが、朝来市の指標は—(△19.8%)であり、基準には該当しませんでした。（健全段階）

(算定式)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left( \begin{array}{l} \text{充当可能基金残高+特定財源見込額} \\ + \text{地方債残高等に係る普通交付税措置見込額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \begin{array}{l} \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{普通交付税措置額（当該年度に係るもの）} \end{array}}$$

### 資金不足比率（公営企業会計のみ）

公営企業<sup>\*6</sup>の経営健全化の判断基準は、資金不足比率で判断することができ、資金不足比率は、**公営企業ごとの資金不足額が事業規模（営業収益の額－受託工事収益の額で算定）に対してどの程度あるのかを示すものです。**

資金の不足額とは、普通会計の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額をいいます。

朝来市の経営健全化基準は20.0%ですが、公営企業は全て黒字で資金不足がないため、基準には該当しませんでした。（健全段階）

(算定式)

$$\text{資金不足率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模}}$$

※事業規模  
法適用企業 営業収益－受託工事収益の額  
法非適用企業 営業収益に相当する収入－受託工事収益  
に相当する収入

\*6 朝来市では、法適用企業の水道事業、工業用水道事業、下水道事業と法非適用企業の宅地開発事業が該当します

## 健全化判断比率・資金不足比率とは？(参考)

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、毎年度決算時に健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受け、その意見を付して議会に報告するとともに、公表することが義務付けられました。

この法律の目的は、自治体財政の健全化、公営企業の経営健全化であり、財政が健全な時期から自治体財政の状況を幅広い範囲で公表し、財政の健全化・再生、公営企業の経営健全化を図るといった基本的性質を持っています。

健全化判断比率は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの指標があり、それぞれの比率に応じて「健全」「早期健全化」「財政再生」の3段階に区分されます。財政状況の悪化などで、このうち1つでも「早期健全化基準」を超えると「財政健全化計画」を、さらに悪化して「財政再生基準」を超えると「財政再生計画」の策定が義務付けられ、早期に財政状況を是正することが求められます。

また、⑤資金不足比率は公営企業会計ごとに算定し、「健全」「経営健全化」に区分され、その比率が「経営健全化基準」を上回った公営企業は「経営健全化計画」の策定が義務付けられます。

(財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ)

